

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定に基づく地域生活支援事業として実施する訪問入浴事業について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、串間市とする。

(事業内容)

第3条 訪問入浴事業（以下「事業」という。）とは、身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供することをいう。

(利用の申請)

第4条 事業を利用しようとする者は、訪問入浴事業利用申請書(様式第1号)により、あらかじめ市長に申請するものとする。

2 前項の申請は、事業を利用しようとする者又はその者が属する世帯の生計中心者（以下「申請者」という。）が行うものとする。

(利用の決定等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、サービスが必要と認めるときは、次に掲げる事項について決定するものとする。

(1) 1週間におけるサービスの利用量

(2) 事業利用に係る有効期間

(3) 負担上限月額

(4) その他必要な事項

2 前項第3号の負担上限月額の決定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項の規定を用いて行うものとする。

3 市長は、事業利用を決定したときは、申請者に対し、訪問入浴事業利用決定通知書（様式第2号）（以下「決定通知書」という。）を交付するものとする。

(利用決定の変更等)

第6条 前条第3項の規定により決定通知書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、現に受けている利用決定に係る利用量を変更する必要があるときは、市長に対し、当該利用決定の変更の申請をすることができる。

2 市長は、前項の申請又は職権により、必要があると認めるときは、利用決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市長は、当該決定に係る利用者に対し決定通知書の提出を求めるものとする。

3 市長は、前項の利用決定の変更の決定を行ったときは、決定通知書に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該利用決定を取り消すことができる。

(1) 利用者が、利用決定の有効期間内に、串間市以外の市町村の区域内に居住地を

有するに至ったと認めるとき。

(2) 申請者が、第4条第1項の規定による申請に関し、虚偽の申請をしたとき。

5 前項の規定により利用決定の取消しを行ったときには、当該取消しに係る利用者に対し決定通知書の返還を求めるものとする。

(登録の申請等)

第7条 この事業において、事業を行おうとする事業者（以下「事業者」という。）は、あらかじめ市長に、訪問入浴事業者登録申請書（様式第3号）及び次に掲げる事項を記載した書類により申請を行うものとする。

(1) 事業者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書

(2) 事業所の平面図

(3) 運営規程

(4) 障害者等又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

(5) 当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態

(6) 当該申請に係る事業に係る資産の状況

(7) その他登録に関し必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、法第36条第3項中の第1号から第3号まで、第5号から第7号まで、第9号又は第10号の基準に照らして登録することが適当と認めるときは、訪問入浴事業者登録通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 前項の規定により登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、次に掲げる事項について変更があったときは、市長に、当該変更に係る事項について、登録事業者変更届出書（様式第5号）により届け出なければならない。

(1) 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

(3) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書

(4) 事業所の平面図

(5) 運営規程

4 登録事業者は、事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、事業廃止・休止・再開届出書（様式第6号）により、その旨を市長に届け出なければならない。

5 市長は、登録事業者が法第50条第1項に定める基準のいずれかに該当するときは、当該登録事業者に係る第2項の登録を取り消し、又は期間を定めてその登録の全部若しくは一部の効力を停止することができるものとする。

(利用契約等)

第8条 利用者は、登録事業者に決定通知書を提示して利用契約等の利用に関する手続を行うものとする。

(利用者に対する給付)

第9条 利用者に対する給付額は、利用回数に12,500円を乗じた額（以下「費用総額」という。）から、当該費用総額の100分の10に相当する額（第5条第1項第3号に定める負担上限月額を上限とする。）を控除して得た額とする。

2 市長は、前項に定める額について、利用者から登録事業者に対して受領の委任があったときは、当該事業者に支払うことができるものとする。この場合において、委任のあった登録事業者は、訪問入浴事業請求書（様式第7号）により請求するものとする。

（利用の中止）

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、事業の利用中止をすることができる。

(1) 利用者又はその家族が感染性の疾患を有し、ヘルパーの健康が損なわれるおそれがある場合

(2) その他市長がサービスを提供することが不相当と認める場合

（その他）

第11条 この事業を行うために必要な事項について、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成25年串間市告示第22号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。